

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第92号

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、定期駐車券の交付を受けた者が当該定期駐車券の通用期間である月の翌月を通用期間とする定期駐車券の交付を受けようとするときは、当該交付を受けた定期駐車券の提示をもって、当該申請書の提出に代えることができる。

第7条第1項各号列記以外の部分中「普通駐車料金(月ぎめの場合の駐車料金を除く。)」を「駐車場に車両を入場させる際に駐車料金」に改め、「(京都市清水坂観光駐車場に車両を駐車させる者を除く。)」を削り、同条第2項中「普通駐車料金(」及び「に限る。)」を削り、同条第3項を削る。

第8条第1項中「京都市清水坂観光駐車場に車両(自転車を除く。以下この条において同じ。)」を「駐車場(京都市高雄観光駐車場を除く。)にバス」に改め、「(月ぎめで自家用車等を駐車させる者を除く。)」を削る。

第10条第2項中「2,610円券」を「3,000円券」に、「26,100円」を「30,000円」に改め、同条第3項本文中「タクシー・ハイヤー回数駐車券」の右に「(京都市清水坂観光駐車場に係るものを除く。)」を加え、同条第6項を削り、同条第5項前段中「京都市清水坂観光駐車場以外の駐車場において、」を削り、同項後段を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 京都市清水坂観光駐車場に係るタクシー・ハイヤー回数駐車券は1,280円券2枚つづりとし、その額は1,920円とする。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

1 普通駐車料金

区	分	単 位	駐 車 料 金
			2時間以内につき3,000

京都市 清水坂 観光駐 車場	バス	昼間		円。2時間を超えるときは、 超える時間1時間までごと に1,500円を加えた額
		夜間	1回	円 3,000
	タクシー及びハイヤー		1日1回	1,280
	自動二輪車			410
	自家用車等	月ぎめ以外の場合		1,600
月ぎめの場合		1月	18,850	
京都市 嵐山観 光駐車 場	バス			3時間以内につき3,000 円。3時間を超えるときは、 超える時間1時間までごと に1,000円を加えた額
	タクシー及びハイヤー		1日1回	830
	自動二輪車			410
	自家用車等	月ぎめ以外の場合		1,040
		月ぎめの場合	1月	18,850
京都市 銀閣寺 観光駐 車場	バス			2時間以内につき3,000 円。2時間を超えるときは、 超える時間1時間までごと に1,500円を加えた額
	タクシー及びハイヤー		1日1回	830
	自動二輪車			410
	自家用車等	月ぎめ以外の場合		1,040
		月ぎめの場合	1月	18,850
京都市 高雄観	バス		1日1回	3,000
	タクシー及びハイヤー			830
	自動二輪車			410

光駐車場	自家用車等	月ぎめ以外の場合		1,040
		月ぎめの場合	1 月	18,850

備考1 この表は、2の表の適用を受けない車両の駐りに適用する。

2 「昼間」及び「夜間」とは、それぞれ条例別表第3 1備考2に規定する昼間及び夜間をいう。

3 「1日」とは、条例別表第3 1備考3に規定する1日をいう。

4 昼間から夜間まで引き続き京都市清水坂観光駐りにバスを駐りさせる場合にあつては、昼間の区分における駐り料金の単位となる時間が経過するまでの間は、当該区分に係る駐り料金を適用する。この場合において、当該時間の経過後1時間以内に退場させるときの夜間の区分に係る駐り料金は、この表の規定にかかわらず、1,500円とする。

5 夜間から昼間まで引き続き京都市清水坂観光駐りにバスを駐りさせる場合における昼間の区分に係る駐り料金は、この表の規定にかかわらず、1時間までごとに1,500円とする。

## 2 特別駐り料金

区 分		単 位	駐 車 料 金
京都市 清水坂 観光駐 り車場	バ ス	昼 間	2時間以内につき3,600円。2時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,800円を加えた額
		夜 間	1 回 円 3,600
	タクシー及びハイヤー		1,530
	自 動 二 輪 車		1 日 1 回 620
自 家 用 車 等		1,920	
京都市 嵐山観	バ ス		3時間以内につき3,600円。3時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,200円を加えた額

光駐車場	タクシー及びハイヤー	1日1回	1,040
	自動車		620
	自家用車等		1,250
京都市 銀閣寺 観光駐 車場	バス	1日1回	2時間以内につき3,600円。2時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,800円を加えた額
	タクシー及びハイヤー		1,040
	自動車		620
	自家用車等		1,250
京都市 高雄観 光駐車 場	バス	1日1回	3,600
	タクシー及びハイヤー		1,040
	自動車		620
	自家用車等		1,250

備考1 この表は、1月1日から同月3日までの間において市長が必要があると認める場合その他市長が特に必要があると認める場合の車両の駐車（月ぎめによる自家用車等の駐車を除く。）に適用する。

2 「昼間」及び「夜間」とは、それぞれ条例別表第3 2備考2に規定する昼間及び夜間をいう。

3 「1日」とは、条例別表第3 2備考3に規定する1日をいう。

4 昼間から夜間まで引き続き京都市清水坂観光駐車場にバスを駐車させる場合にあっては、昼間の区分における駐車料金の単位となる時間が経過するまでの間は、当該区分に係る駐車料金を適用する。この場合において、当該時間の経過後1時間以内に退場させるときの夜間の区分に係る駐車料金は、この表の規定にかかわらず、1,800円とする。

5 夜間から昼間まで引き続き京都市清水坂観光駐車場にバスを駐車させる場合における昼間の区分に係る駐車料金は、この表の規定にかかわらず、1時間までごとに1,800円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市観光駐車場条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による駐車料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日の前後にまたがって駐車させる車両の駐車料金（その単位となる時間が施行日の前後にまたがっている場合に限る。）については、改正後の規則別表の規定を適用する。

(経過措置)

- 5 施行日前にこの規則による改正前の京都市観光駐車場条例施行規則の規定により発行したバス回数駐車券、タクシー・ハイヤー回数駐車券及び自動二輪車回数駐車券（以下「回数券」という。）は、施行日以後においても使用することができる。
- 6 前項に規定する回数券を使用するときは、回数券の券面額と改正後の規則別表に掲げる金額との差額を納入しなければならない。

(建設局自転車政策推進室)